

帯広圏都市計画地区計画の決定（帯広市決定）

都市計画西24条地区地区計画を次のように決定する。

1 地区計画の方針

名 称	西24条地区地区計画
位 置	帯広市西24条南1丁目の一部
区 域	計画図表示のとおり
面 積	1.2ヘクタール
地区計画の目標	当地区は、帯広市の中心部から西方約7キロメートル、JR西帯広駅の西方約500メートルに位置し、隣接して中学校があり近隣には保育園・小学校、JR根室本線南側は、市が造成した住宅団地が形成されている。 今回、民間の開発行為により住宅地の造成を行うことから、あわせて地区計画を定め事業効果の維持・増進を図り、事業後に予想される建築物の用途の混在や敷地の細分化などによる居住環境の悪化を未然に防止し、良好な住宅市街地の形成を図ることを目標とする。
区域の整備・開発・保全に関する方針	土地利用の方針 周辺地域との調和のとれた街づくりを図るため、良好な環境の専用住宅地区として、整然とした街並を形成する。 また、地区内には公園を適正に配置する。
	地区施設の整備の方針 当地区には、区画道路（幅員8M）を適正に配置し整備する。
	建築物等の整備の方針 専用住宅地区 ゆとりある敷地と閑静な専用住宅地区として、良好な居住環境が形成されるよう規制誘導する。

2 地区整備計画

地 区 整 備 計 画	地 区 の 名 称		西 2 4 条地区地区計画
	地区整備計画を定める区域		計画図表示のとおり
	地区整備計画の区域の面積		1.2ヘクタール
	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅（3戸以上の長屋を除く） (2) 兼用住宅（建築基準法施行令第130条の3に規定する「住宅」をいう。ただし、3戸以上の長屋を除く。）のうち、次の各号に掲げる用途を兼ねるもの ア 理髪店、美容院、クリーニング取次店その他これらに類するもの イ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの ウ 出力の合計が0.75キロワット以下の原動機を使用する美術品又は工芸品を制作するためのアトリエ又は工房 (3) 共同住宅（3戸以上除く。）
		建築物の敷地面積の最低制限	200平方メートル
		建築物の壁面の位置の制限	北側敷地境界線（隅切部分は除く。）から建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の中心線までの距離の最低限度は1.5メートルとする。（ただし、道路に面する部分は1メートルとする。） 北側を除く敷地境界線（隅切部分は除く。）から建築物の外壁等の中心線までの距離の最低限度は1メートルとする。 ただし、車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが、2.3メートル以下である場合はこの限りではない。

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 する 事 項	建 築 物 の 高 さ の 最 高 限 度	9メートル
		建 築 物 等 の 形 態 又 は 意 匠 の 制 限	自己の用に供する広告物、看板類で次の各号の要件を満たすもの以外は設置してはならない。 (1) 一辺（脚長を除く。）の長さが1.2メートル以内。 (2) 最大表示面積（表示面が2面以上のときはその合計）が1平方メートル以内。 (3) 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なわないもの。
		垣 又 は さ く の 構 造 の 制 限	門の高さは1.5メートル以下とする。 塀の高さは1.2メートル以下とする。 ただし、生け垣の場合はこの限りではない。
	備 考		用語の定義及び算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。

理 由

当該開発行為の事業効果の維持、増進を図り、建築物の用途の混在や、敷地の細分化などによる環境の悪化を未然に防止し、将来にわたって調和のとれた良好な市街地が形成されるよう、地区計画の決定を行うものである。

帯広圏都市計画西24条地区地区計画位置図

西24条地区

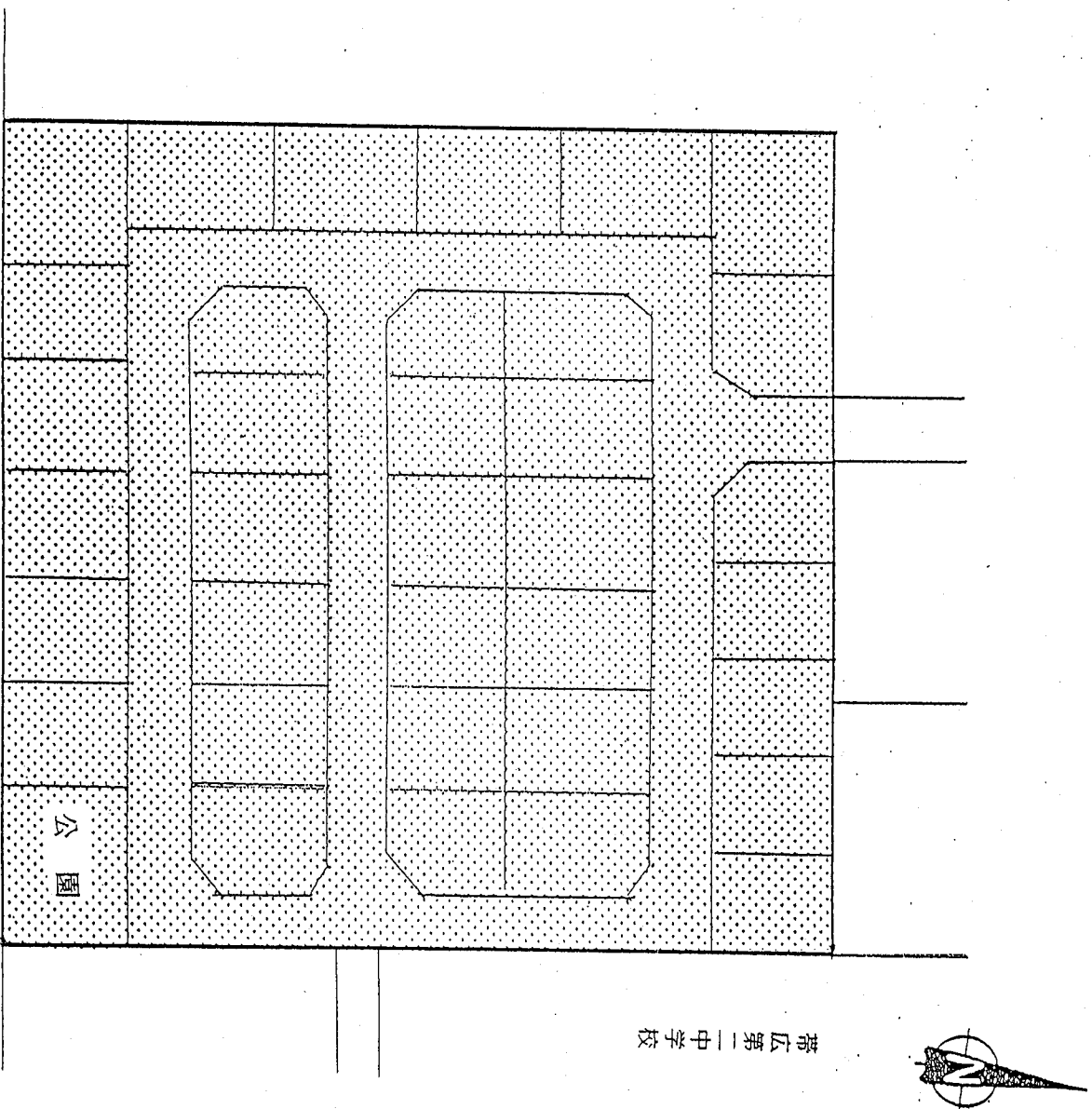
帯広駅

凡 例



西24条地区地区計画の区域

帯広圏都市計画西24条地区地区計画 計画図



J R 根室本線

凡 例	
—	地区計画の区域
	地区整備計画区域